

2022 年 10 月 17 日

北海道知事 鈴木 直道 様

2023 年度(令和 5 年度)

勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請書

北海道労働者福祉協議会

理事長 出村 良平



北海道への「勤労者・道民の福祉向上」に向けたご要請

コロナ禍の影響が長期化する中であって、北海道として道民生活の安定と勤労者福祉の向上に尽力されていることに敬意を表するとともに、平素の北海道労働者福祉協議会（道労福協）の事業や運動に対するご理解とご協力に厚くお礼申し上げます。

道労福協は、「すべての働く人の幸せと豊かさをめざして、連帯・協同で安心・共生の福祉社会をつくります」を理念に掲げ、中央労福協をはじめ各都府県の労福協とともに、加盟団体や幅広いネットワークとの連携・協働により各般の課題に取り組んでおります。

また、政府の「SDGs実施指針」においても「新しい公共」の担い手としてSDGsへの貢献が期待されている「協同組合」の社会的価値を高める活動をはじめ、“共助の輪”を地域に広め、格差や貧困、社会的排除や孤立の無い持続可能な社会の実現を目指した活動を進めています。

さて、勤労者・道民の生活は、度重なる感染拡大により未だ感染症の収束が見通せないなかで、原油・原材料価格の上昇と円安進行に伴う物価高騰が追い打ちを掛ける形で暮らしの安全が脅かされており、とりわけ社会的に弱い立場にいる多くの方々への影響の深刻化が懸念される状況にあります。コロナ禍の影響の長期化により、格差や社会の分断も拡大するなど日本社会の脆弱さが浮き彫りとなった今、社会的弱者に対する継続的支援等、多様で重層的なセーフティネットの構築が喫緊の課題となっています。

当協議会も運営に参画し、2021年1月から本年3月にかけて困窮学生に対し食材の支援等を実施した「ほっかいどう若者応援プロジェクト」の取り組みでは、コロナ禍で経済的に困窮する学生から暮らしや学び、コミュニティの危機に関する切実な声が多数寄せられましたが、多くの学生が利用する奨学金制度においても、コロナ禍による収入減等により奨学金返済が困難となる利用者の増加が懸念されます。

北海道が「北海道創生総合戦略」で掲げる「未来を担う若者を支える教育環境の充実」を図るためにも、奨学金制度の更なる改善はもとより奨学金返済者に対する支援対策の具体化が必要であり、更に教育格差是正の観点からは、子どもの貧困対策やヤングケアラー支援の強化が急ぎ求められます。

また、生活困窮者自立支援制度の発展と支援体制の強化も求められており、とりわけ、就労準備支援事業、家計改善支援事業の全自治体での実施や制度を担う人材の確保・育成と雇用の安定が喫緊の課題と言えます。

一方、発災から11年が経過した東日本大震災、4年が経過した北海道胆振東部地震等の地震災害、さらに各地における豪雨災害など全国的に大規模自然災害も頻発しています。警戒が必要とされる日本海溝・千島海溝型地震等の地震災害や激甚化する豪雨災害など、想定される大規模災害に備えた平時における防災・減災の対策、そして被災者の生活再建支援に関する施策の充実が強く求められています。

これらの課題をはじめ様々な課題が輻輳するなかで、持続可能な地域づくりに向けた新しい公共の担い手としての「協同組合」の役割発揮に対する期待も高まっていますが、協同組合が期待される役割を遺憾なく発揮するためには行政との連携が不可分であり、北海道の各種政策においても協同組合との連携やその支援についての具体化を進めることが肝要です。本年10月に施行される「労働者協同組合法」の円滑な施行に向けた取組みも含めて、協同組合の役割発揮に向けた北海道としての積極的かつ先進的な対応を期待します。

道労福協では、こうした様々な立場にある勤労者・道民の現状を踏まえ、「SDGs(持続可能な開発目標)の達成と協同組合の促進」、「大規模災害等への対応」、「格差と貧困のない社会に向けたセーフティネット強化」、「消費者政策の充実」、「ディーセント・ワークの確立」、「安心できる社会保障の構築」、そして「くらしの安全・安心の確保」等に関する道内の労働者福祉セクター全体の意見反映として、道労福協や加盟団体等が実現をめざす政策課題の要望・要請事項をとりまとめたところです。

私ども道労福協も本要請内容について、広く勤労者・道民全体への理解の進展に努め、その実現に向けて、取り組みを進めて参る所存です。

北海道におかれましても、本要請事項を今後の道政運営と2023年度の予算編成に是非とも反映いただきますようご要請するとともに、この間の当協議会からの要請に対し検討いただく旨の回答が示されている今次要請事項につきましては、検討状況や進捗状況等についてご教示いただきますようお願い申し上げます。

勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請事項

1. SDGs(持続可能な開発目標)の達成と協同組合の促進・支援

(1) 北海道におけるSDGs推進

① 北海道におけるSDGs推進にあたっては、本来SDGsの中で最も重要な目標のひとつである「貧困の根絶・格差の是正」を重要項目として明確に位置付け、道の各種政策や計画へ反映させとともに道民に対して広くアピールする。また、各種計画で設定された貧困の削減目標の達成に向け、着実に取り組む。

② 政府がSDGs実施指針の優先課題のひとつとして掲げる「全ての人の人権が尊重される、誰一人取り残さない社会」の実現のために、北海道においても、外国人・外国にルーツを持つ人々が地域の中で安心して暮らせるよう、人権・労働基本権の保障、交通インフラの整備、保健医療サービスへのアクセスの保障、教育の機会均等など多文化共生社会への転換を加速させる必要がある。

北海道が「外国人材の受入拡大・共生に向けた対応方向」で掲げている「外国人に選ばれ、働き暮らしやすい北海道」を目指すためにも、とりわけ人権や労働関係法令に係る不適切な対応が発生しないよう実態の把握と事業者に対する周知・啓発や必要な指導・助言等を適切に実施するとともに、引き続き、北海道外国人相談センターにおける相談体制や情報提供体制の充実をはかる。

また、ウクライナ紛争に伴うウクライナ人避難民等、人道的配慮が必要な外国人の受入に際しては、関係機関とも連携を密に適切な支援を継続して実施する。

(2) 北海道による協同組合支援の強化

人口急減地域特定地域づくり推進法や労働者協同組合法の成立など、持続可能な社会づくりに向けた協同組合の役割発揮への期待は、コロナ禍で「人と人とのつながり」のかたちが大きく変容する中においても引き続き高いことから、北海道においても協同組合の支援をより一層強化する。

北海道は、協同組合が持続可能な地域づくりに貢献できるよう、地域創生の取組みの策定に際しては、協同組合との連携を基本戦略等に明確に位置付けるとともに、協同組合の社会的役割・価値、政策的位置を高めていくための施策について検討を進め、協同組合支援を強化する。

(3) 地域における協同組合の育成・発展に向けた地域住民への周知・啓発

協同組合は、政府の「SDGs実施指針」における「新しい公共」の担い手としてSDGsへ貢献していくことが期待されている。こうした観点も踏まえ北海道として、広く地域住民へ向けて協同組合の歴史・役割等を周知・啓発するとともに、協同組合の育成・発展のための広報、統一的な統計調査、研修会等を開催する。

(4) 地域における就労創出と住民自治を促進する「協同労働の協同組合」の育成・支援

北海道は、本年 10 月に施行された「労働者協同組合法」の主旨や法制化の背景を踏まえ、社会的に排除された人々の就労を通じた社会参加を促進する担い手としての「協同労働の協同組合」や社会的企業の果たす役割を重視し、その育成・支援を充実

させるとともに、持続可能で活力あるコミュニティの実現に向け多様な就労の機会と事業化を促進するための政策を積極的・先進的に推進する。

(5) 持続可能な地域づくりに向けた非営利・協同組織と自治体・行政との協働関係の充実

北海道は、持続可能な地域づくりのために、非営利・協同組織との関係を、単なるコスト削減や下請け型の業務委託ではなく、目的や基準(公正労働基準)を明確にした上での対等なパートナーシップにもとづく協働の関係へと再編成する。そのため、地域福祉の向上と住民自治の促進をはかる目的で、指定管理者制度などの公共サービスを支え充実させるための制度・政策を総合的に見直し、充実させる。

2. 大規模災害等の被災者支援と復興・再生および防災・減災対策の強化

(1) 被災者・避難者への生活支援

北海道は、被災地から道内市町村に避難している方々や「北海道胆振東部地震」の被災者への支援策を一層強化するとともに、以下の取り組みを進める。

- ①引き続き、国に対し、「被災者生活再建支援法の狭間」の問題(同一災害における境界線の明暗問題)への対応として法律適用外の被災者への支援策等、被災者生活再建支援制度の適用範囲の対象拡大や支援金増額等の拡充を働きかけるとともに、同制度を補完する北海道独自の支援制度について検討を行う。また、本制度の内容について広く道民への周知を図る。
- ②緊急的な復旧だけでなく、就労・事業再建支援等の総合的な生活再建支援や被災地のくらし全般の復興に必要とされる自治会等地域組織の再生状況の確認や被災者に寄り添う各種サポートの実践に向けた支援体制の構築等、被災者の自立に向けた市町村や関係機関との連携を強化する。

(2) 平時における防災・減災の対策

北海道は、各地で頻発する自然災害に備え、以下のとおり防災・減災対策を早急に進める。

- ①災害からのくらし全般の復興支援に向けて、平時から「災害福祉支援ネットワーク」等を活用した行政・社協・NPO等民間の多様な連携の促進に取り組むとともに、非常時に備えた財源づくりを検討する。
- ②全国平均を大きく下回る状況にある、災害時の災害対応拠点となる自治体庁舎・公共施設・医療施設等の耐震化率の向上と自治体庁舎の非常用電源燃料の備蓄不足解消に向けた支援を継続する。
- ③災害時に手助けが必要な高齢者や障害者、外国人などの迅速な避難が優先されるよう、個別避難計画の作成を徹底する。また、自治体における避難行動要支援者の名簿の更新を徹底する。さらに改正災害対策基本法(2021年5月21日施行)にもとづく「避難情報に関するガイドライン」の実効性を高めるよう、通信手段の確保や情報提供のあり方など情報発信に関する総合的な取り組みを強化する。
- ④住民や企業に対し、千島海溝・日本海溝型地震等の大規模な地震や津波、および台風・大雨による水害や土砂災害など今後想定される大規模災害に備えた避難訓練や防災教育等の啓発活動を強めるとともに、大地震の際に自らの安全を確保する

一斉訓練「北海道シェイクアウト」への参加団体拡大をすすめる。

- ⑤新型コロナウイルス感染症が避難者間で拡大しないよう、大規模災害時の避難や避難所における感染症対策の備えを徹底し、地域住民への周知・広報を行う。
特に、道内市町村における感染症対策に伴う避難所不足の解消、感染症対策で必要とされる4品目の備蓄状況の更なる改善に向けた財政支援や広域的な物資調達の実効性を確保する取組みを強化する。
- ⑥浸水想定区域における安全な避難施設の整備・避難ビル等の指定を徹底するとともに、道内における洪水の避難場所として不適切な避難場所(施設等)の改善に向けた対策を早急に実施する。
- ⑦市町村において、災害時要配慮者を地域で守る仕組みを作り、障がい者等のインクルーシブ防災の実現を目指す事業等、好事例の検討・導入に向けた支援を積極的に実施する。

3. 格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化

(1) 教育の機会均等～奨学金制度等の拡充・改善と教育費の負担軽減～

- ①北海道は、国に対し、現行の日本学生支援機構の奨学金制度の改善、ならびに、国による給付型奨学金制度のさらなる拡充を積極的に働きかけるとともに、経済的理由によって就学が困難な者の就学へ向けた相談、および、奨学金制度の利用・返還に関する相談などの、相談窓口の整備・拡充を図る。
- ②当協議会が実施する「奨学金に関する電話相談」の相談内容や、また、北海道労働金庫が取り扱う「奨学金借換ローン」の利用実績(2017年10月の制度開始から2022年6月末までの累計で434件・融資額10億4,899万円)からも、奨学金制度利用者が社会人になってからの返済負担が利用者に重く押し掛かっている実態が明らかとなっており、奨学金制度の更なる改善、教育費や奨学金返済の負担を軽減する対策は喫緊の課題となっている。こうした状況を背景に、全国的には2021年6月現在で、すでに33府県・487市町村(2020年6月現在では32府県・423市町村)において、地元企業に就職するなど一定の要件を満たした場合に奨学金の返還を支援する仕組みが導入・実施されている。

北海道としても、利用者の返済支援はもとより、「北海道創生総合戦略」の基本戦略に掲げられている未来を担う若者を支える教育環境を充実させ新規就労支援や人口減少対策をすすめる観点からも、全国の実態やこの間の検討結果を踏まえ、国の奨学金制度を補う北海道独自の給付型奨学金制度や有利子の奨学金についての利子補給、奨学金返済への支援等の制度創設(充実・改善)を検討・実施する。

- ③また、高校生を対象とした自治体の奨学金制度について、返済困難者に対する相談体制や救済措置を拡充する。道内高校生を対象とした公益財団法人北海道高等学校奨学会等で実施している貸与型奨学金制度について、コロナ禍での家計急変により収入が激減した世帯への制度緩和をはかるとともに、返済困難者が増加することが想定されることから相談体制の充実、返済、減免、免除等の救済措置を講ずる。
- ④コロナ禍に伴う奨学金の返済困難者の増加に対応し、必要な人が漏れなく返還期限の猶予や減額等の支援を受けられるように自治体の奨学金の救済制度に係る情報提供を一層強化し制度の周知を徹底する。

- ⑤ 学生は、学習環境の悪化、友人関係構築の希薄さ、生活リズムの崩れ、家族関係の変化等によって心身の安定を維持することが難しくなっており、希死念慮を抱くまで深刻化するケースも少なくない。学生に対するメンタルヘルスの充実を図るため敷居が低い相談やカウンセリング体制の強化を早急に進める。
- ⑥ GIGA スクール構想の推進等、ICT(情報通信技術)活用による家庭学習支援の実施に際しては、児童生徒の学習の機会均等確保を前提に各家庭における情報通信環境の差による教育格差が生じることのないよう配慮した施策を講ずるとともに、ICT教育のデメリットとされるSNSリスク(いじめや性犯罪被害・ネット依存症)に対応する情報活用能力の育成・モラル教育の推進、また、目や体・心などへの健康被害の防止対策等についても強化する。

(2) 緊急雇用対策

新型コロナウイルス感染拡大の長期化に伴い、安易な雇止めが行われることのないよう企業等に周知徹底する。また、離職を余儀なくされた労働者に対しては早期の再就職が可能となるよう、引き続き、手厚い就労支援や雇用創出事業を行う。そのため、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」等も活用し、必要な財源を確保する。

(3) 生活困窮者自立支援制度の拡充・体制整備

- ① コロナ禍による困窮や生活困難が深刻さを増す中、生活困窮者自立支援制度が本来の役割と機能を果たせるよう、同制度の拡充・体制整備を行うとともに、住民への周知・啓発を徹底する。
- ② コロナ禍に対する相談・支援現場が疲弊し「相談崩壊」を招かないよう、「新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金」等を活用し、人員体制の強化をはかる。あわせて、医療従事者等と同様に、生活困窮者自立支援事業の従事者に感謝とエールを送り「慰労金」を支給する。
- ③ 生活困窮者自立支援事業は「人が人を支える」制度であることに鑑み、制度を担う相談員・支援員が一生の仕事として誇りを持って安心して働けるよう、雇用の安定と賃金水準の大幅な引き上げなど処遇の改善をはかるとともに、研修の充実などスキルの向上を支援するための必要な措置を講ずる。
- ④ コロナ禍において自立相談窓口には、若年層、女性、セクシャルマイノリティ、外国人等、対応に特段の配慮や専門性を要する方の相談も見受けられる。生活困窮の背景や支援制度を熟知し、多様な支援機関のネットワークを有した専門相談員の配置を進める。
- ⑤ 生活困窮者自立支援事業の委託契約に当たっては、事業の安定的運営やサービスの質の向上、利用者との信頼関係に基づく継続的な支援、人材の確保やノウハウの継承をはかる観点から、価格競争や単年度実績でのみ評価するのではなく、一定期間事業を委託した結果として得られた支援の質や実績を総合的に判断し、複数年度の委託契約や支援員等人件費の予算を傾斜配分する。
- ⑥ 一時生活支援事業、子どもの学習・生活支援事業も含め、各任意事業の実施率を高めつつ、自治体間格差を是正し、全体的な底上げをはかる取り組みを推進する。

- ⑦ 北海道としての役割やイニシアティブを発揮し、市町村の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくりなどの支援を強化する。とりわけ、家計改善支援など専門性が求められる事業については、広域的事業の実施も含めて自治体間の調整や支援を行う。
- ⑧ 支援効果の評価にあたっては、経済的自立(就労)のみならず、日常生活や社会生活における自立も含め、支援の段階に応じて適切に評価する。また、道内各市における改正法に基づく支援会議の設置状況や構成、関係機関との連携等で代替可能とする自治体の現状と課題について把握し必要な支援を継続する。
- ⑨ 2020 年度より実施された「就職氷河期世代活躍支援プラン」を踏まえ、「中高年引きこもり(8050)問題の当事者」と称される就労困難な世代に対する就労支援策として市町村等への後方支援を継続・強化し、地域における相談力の底上げを図る。また、現在、札幌市に設置されているひきこもり地域支援センターを市町村にまで拡充させるよう、国へ働きかける。

(4) 生活保護基準の見直しに伴う住民生活への影響への対応

- ① 2018 年～2020 年に行われた生活保護基準の見直しに伴う他制度への影響について、実態把握を行い、その影響が及んでいる場合は、従前の基準に戻すとともに、今後とも影響を波及させないようにする。
- ② 生活保護制度の申請は国民の権利であることを広く市民に知らせ、申請書やパンフレットを最新情報にアップデートした上で福祉事務所や行政の各相談窓口を設置する。またコロナ禍においては、申請書等をウェブに掲載し、オンライン申請や FAX 申請にも対応するなど、運用の緩和を行う。
- ③ 要保護者が生活保護の利用をためらう一因となっていることに鑑み、扶養照会を拒否する要保護者の意向を尊重した対応を徹底するよう、現場に指導する。
- ④ 生活保護行政の公的責任や業務拡大・高度化等を踏まえ、福祉事務所費の大幅な改善を図り、正規公務員によるケースワーカーを増員するとともに、職員の専門性を高めるため国へ財政支援を求める。

(5) 子どもの貧困・虐待対策の強化

- ① 子どもの貧困対策にあたっては、当事者である子どもの視点を大切に、「将来」だけでなく、「現在」の生活の支援、経済的支援、教育支援に取り組む基本姿勢を一層明確化する。

貧困の削減目標が具体的に設定されている第二期「北海道子どもの貧困対策推進計画」については、教育・福祉・労働等の関係部局の密接な連携のもと、相談支援、教育支援、生活支援、保護者に対する就労支援、経済的支援等の施策を総合的かつ効果的に推進し、設定した目標の達成に着実に取り組む。

とりわけ、教育格差の是正の観点からは、ひとり親・生活保護・児童養護施設等の子どもの進学率の低さは、早急に改善すべき課題であり、北海道独自の経済的支援制度の実施や関係する部署・所属職員による進学・資金に関する相談会や窓口等の開設を行うこと。

また、努力義務化された市町村における貧困対策計画の策定についても、北海道が

目標とする全市町村での策定実施に向けた支援をすすめる。

- ②「子どもの居場所づくり」の活動として全道的な広がりを見せている「子ども食堂」は、単に食事の提供に留まらず、様々な体験や学習の場として、さらに進路相談、いじめや不登校・家庭内暴力相談など「子どもの人権」に係る問題への対応等、多様な機能と役割を有している。「北海道子どもの貧困対策推進計画」では相談・教育・生活の支援に係る施策として「子どもの居場所」を全市町村に設置する目標が掲げられているが、北海道は、子どもの居場所づくり、さらに包括的な相談支援対策としての「子ども食堂」の有用性や可能性とその運営実態に鑑み、次の対策を講ずる。

- a. 安定した運営を確保するための運営資金の継続的な支援等、「支え合いが支えられる仕組み」を実施する。
- b. 「子ども食堂」に期待される専門性の高い役割・機能の発展に運営者が安心して応えられるよう、振興局単位での運営者の相談窓口の明確化と相談ネットワークを確立する。
- c. 「子ども食堂」への支援は、運営者のニーズに応える支援者とのマッチングが大切であり、支援者目線で支援者を募集するのではなく、運営者目線で運営者のニーズに沿った支援者とのコーディネーター機能が必要である。
北海道においても、コーディネーターの派遣や電話による相談対応が実践されているが、他府県や札幌市においても始まっている「子供の居場所づくり」を促すため運営団体と支援者を結ぶコーディネーターの配置を振興局単位で実施する。
- d. 食品ロス削減を含む SDGs を意識した事業者のこども食堂への寄贈が増加する中、保管スペースや配送車両等がなく、寄贈を断らざるを得ない状況も生まれていることから、持続可能な地域物流ネットワーク構築に向けた専門事業者への積極的な働きかけについて道の支援を要請する。

- ③ 相次ぐ児童の虐待死、児童虐待の増加という現状をふまえて、2023 年 4 月にかけて順次施行される改正児童虐待防止法・改正児童福祉法に基づき、北海道は、実態把握、体制整備、関係機関との連携などの施策を強化する。

また、児童虐待相談処理件数の急増に対応し、児童相談所の設置について、中核都市についてもその設置を促進するとともに、児童福祉司、相談員、児童心理司等の人材育成・確保を早急に進め、予防的な取り組みを強化し、児童虐待を防止する。

(6) フードバンク活動の促進

- ①「食品ロスの削減の推進に関する法律」の施行および「食品ロス削減推進基本方針」（2020 年 3 月 31 日閣議決定）を踏まえ、2021 年 3 月に策定された「北海道食品ロス削減推進計画」では、未利用食品等の有効活用を促進する取組みの柱としてフードバンク活動を実施する団体への食品等の提供が明示されている。

北海道は、同推進計画に基づき、フードバンクの活動が継続的・安定的に発展できるよう、道内で活動するフードバンク団体との連携強化を図るとともに、推進計画において課題認識として示されているフードバンク団体の基盤強化（活動に必要な人件費への補助、事務所・倉庫・配送用車両等のインフラ整備への助成、人材育成など）

に向け、国による補助事業の実施等を踏まえた支援策を拡充する。また、供給される食品の衛生管理・物品管理などの責任のあり方に係る課題についても方途を見出し、行政としての積極的な関与と側面支援を実施する。

そのため、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」等も活用し、必要な財源を確保する。

- ②フードバンクを食品ロスの削減のみならず福祉分野と災害時の食糧支援システムとして積極的に位置づける。生活困窮者支援に関わる行政や様々な民間団体を通じたフードバンク食品の提供や、パントリー設備の整備、食品ロス削減を通じた環境負荷の低減など、担当部署を明確化したうえで福祉・環境政策とも連携した施策を推進する。

(7) 自死・多重債務対策等

- ① 国内の 2021 年の自殺者数は 2 万人を超え、依然として子どもや若者、女性の自殺者数は増加傾向にあり深刻な状況が続いている。北海道においても、前年比 27 人増の 977 人と依然多くの尊い命が失われており、こうした実態を鑑み、北海道は、改正自殺対策基本法および自殺総合対策大綱にもとづき策定された「北海道自殺対策行動計画」を強力かつ迅速に推進し、「北海道自殺対策連絡会議」等の充実を図ることで、自死者 30%以上削減とする計画目標を早期に達成する。
- ② 北海道は、若年層のいじめや自死防止へ向けた緊急的な当面の対策として、国の委託事業等で実施されている SNS 相談活動や前年度から実施されている「北海道こころの健康 SNS 相談」について、この間の相談対応による具体的成果や課題を踏まえたより効果的な相談体制の充実をはかり、問題の深刻化を未然に防止する。また、若年層からの SOS の出し方だけでなく相談を受け止める側の研修を含めた自殺予防教育の充実をはかるとともに、相談対応を主体的に担う活動を展開する民間委託先団体の体制が維持できるよう適切にサポートする。
- ③ 相談体制が徐々に強化される中、「相談の次」に求められるのは多様な受け皿であり、様々な形の居場所（リアルやネットによってつながる機会）の拡充に必要な費用（人件費や環境整備等）を確保する。また委託団体の実績に応じて複数年度の委託も視野に入れて体制強化を図る。
- ④ 引き続き、北海道として「多重債務相談強化キャンペーン」と連動した啓発活動、相談・支援活動を積極的に展開するとともに、多重債務者対策本部が貸金業者による脱法行為を厳しく監視できるよう、北海道多重債務対策協議会における実態の検証・分析の強化と多重債務者対策本部との関係で有機的な連携をはかる。また、ヤミ金撲滅に向けて引き続き一層の取り組み強化をはかる。
- ⑤ 多重債務の誘発が懸念されるカジノ解禁について、北海道は、指摘されている様々な懸念や課題について冷静に分析し、カジノを誘致することなく MICE 単独の推進について検討する。
- ⑥ 成人年齢の引き下げにより、18 歳、19 歳が 未成年者取消権を行使できなくなることから、若者が過大な債務を負うことがないよう、学校・家庭等における金融教育の充実や情報発信の強化をはかる。

(8)住宅セーフティネットの拡充

- ① 改正住宅セーフティネット法に基づく新たな住宅セーフティネット制度の周知を徹底し、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録や活用を促進するとともに、家賃及び家賃債務保証料の低廉化補助を拡充する。また、同制度を機能させるために、居住支援協議会の設置・実働化や居住支援法人の指定を促進し、それらの活動への支援を強化する。
- ② 生活困窮者を食い物にする「貧困ビジネス」(追い出し屋、脱法ハウスなど)を根絶するための規制を強化する。
- ③ コロナ禍における住宅支援策として以下の対策を行うこと。
 - a. 経済状況が改善するまでの一定期間、家賃滞納者への追い出し行為を行わないよう、公的住宅での家賃減免・猶予制度を積極的に活用するとともに、民間賃貸住宅の家主に対しても損失を補償するなどの支援を行う。
 - b. 行政の保有する居住施設や公的住宅(公営・UR・公社)の空き室を住居喪失者に無償で提供するとともに、NPO や居住支援法人等と連携し、生活・就労支援を行う。
 - c. 改正住宅セーフティネット法に基づく「セーフティネット住宅」等、民間住宅の空き家・空き室を行政が借り上げて、住居喪失者に無償提供する。

(9)「勤労者福祉資金融資制度」の利用促進と制度拡充

- ① 格差・貧困問題の解消に向け、低所得勤労者の生活安定と福祉向上を目的とする当該融資制度の普及はきわめて有用であるが、近年は利用が減少しており、制度の不備(金利水準や利用条件、教育資金の融資限度額・融資期間)や普及・浸透に向けた取組みが十分に機能していないことも一因と推測されることから、制度の利用促進に向けた明確な方針と計画のもと、関係団体との連携・協同を図る中で実効性のある対策を講ずる。
- ② 当該融資制度を利用できる正規常用労働者は、「中小企業」勤務が条件となっているが、中小企業に準ずる規模の法人等事業所に勤務する相当数の勤労者が制度を利用できない実態にある。道としても当該融資制度を生活資金に不安のある勤労者の福祉向上に資する制度として位置付けているものと思料するが、融資対象の制限が利用促進(金融支援)の弊害となっていることも想定される。
ついては、対象者とする正規常用労働者の定義を「中小企業従業員」から勤務先を制限しない「勤労者」に変更する。(年収要件は従来通り 150 万円～600 万円)
- ③ なお、制度変更・拡充の検討に際し想定される課題については、関係機関との協議により打開策を探るなど実現に向けた積極的なアプローチを求める。

4.消費者政策の充実強化

(1)地方消費者行政の充実・強化

北海道は、道内の消費者行政に携わる人材の支援・育成、消費者相談体制の維持・強化と消費生活相談員の雇い止め問題への対策の実施、行政処分の執行体制の強化など、道内消費者行政の充実・強化をはかる。

また、国に対して「地方消費者行政強化交付金」の増額を求めるとともに、北海道とし

でも自主財源の増強を含め、消費者行政予算を確保する。

(2) 消費者団体の公益的活動に対する支援

北海道は、2021 年 10 月に国内で 4 団体目となる「特定適格消費者団体」の認定を受けた「NPO法人消費者支援ネット北海道」に対し、消費者被害の未然防止、訴訟制度による消費者の財産的被害の回復等の公益的活動が持続的に展開できるよう、引き続き、財政面・情報面での最大限の協力と支援を行い、道内における新たな訴訟制度の更なる実効性を確保する。

(3) 地域における消費者教育の推進

北海道は、「消費者教育の推進に関する基本方針」さらに「第 3 次北海道消費生活基本計画」を踏まえ、「地方消費者行政強化交付金」を活用し、地域での取り組みを促進し、消費者市民社会の形成を進める。特に、2022 年 4 月 1 日から施行された成年年齢の 18 歳への引き下げについて、情報の周知を図るとともに、若年層への消費者教育の充実・強化を図る。また、増加する高齢者単独世帯への対策、SDGs 目標に沿った「エシカル消費」「COOL CHOICE」の啓発等、消費者育成の施策を継続・強化する。

(4) 消費者と事業者の良好な関係性の促進

北海道として、一部の消費者による過剰な要求、暴言・暴力等の問題について、公共の利益および消費者・労働者双方の権利を守る観点から、消費者と事業者がともに尊重し合い良好かつ健全なコミュニケーションを促進するよう普及・啓発を更に進めるとともに、問題が発生した際に企業が採るべき対策の指針を周知し共有化をはかる。

(5) 道内物価動向の継続監視

諸物価の高騰による道民の家計負担が重くなっている現状を踏まえ、北海道として、消費生活に大きく影響する家庭用エネルギー料金をはじめとする物価動向の適切なモニタリングとその結果情報の効果的な還元を継続するとともに、とりわけ、家庭用エネルギー関係費用について経済的弱者に配慮した軽減対策等の予算措置等を関係省庁とも連携し実施する。

5. ディーセント・ワークの確立

(1) 最低賃金の引き上げ、公契約に関する条例等の制定

- ① 最低賃金は、生存権を確保した上で労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準への引上げと地域間格差の是正に向け、最低賃金の遵守を徹底するとともにまずは「誰もが時給 1,000 円」の到達を早期に達成する。
- ② 公的機関が民間企業などへ委託・発注するすべての事業において、適正な労働条件とサービスの質を確保するため、低価格入札に拘束された発注、不当な人件費や人員の削減、不安定雇用、下請け業者へのしわ寄せを排除する公契約に関する条例を制定する。

(2) 障がい者雇用の促進

道内の障がい者雇用状況は、厚生労働省北海道労働局の発表によると令和 3 年 6

月 1 日現在、民間企業における法定雇用率 2.3%に対して実雇用率 2.37%、法定雇用率達成割合 50.1%の状況にある。

北海道は、2020 年 4 月に施行された改正障害者雇用促進法に基づき、法定雇用率の速やかな達成に向けた取り組みや法定雇用義務が進んでいない中小事業主への対策、障がい者一人ひとりの特性や場面に応じた合理的配慮の提供や差別禁止の徹底が適切に実施されるための指導等、改正内容を確実に実行する。

また、北海道、市町村、及び関連公的機関の雇用率を調査・公表し、透明性のある運営を行うとともに、策定された「障がい者活躍推進計画」を着実に実践することで、障がい者が自立して職業生活を送ることができる安定した就労の拡大と障がいのある職員の雇用率 2.5%以上とする道としての数値目標の達成を図る。

(3)職場におけるハラスメントの防止

2021 年度の民事上の個別労働紛争の相談件数では、約 28 万 4 千件(前年比+5 千件)のうち約 30%の 8 万 6 千件がいじめ・嫌がらせ等のパワハラに関する相談が占めており、依然として多くの労働者が人間関係で悩み苦しむ中でメンタル問題や自死に至るケースが後を絶たない状況にある。

このような状況を踏まえて、北海道は、職場におけるあらゆるハラスメントを根絶するため、ハラスメント対策関連法にもとづき、あらゆるハラスメント防止に対する周知・指導を徹底する。

(4)ワーク・ライフ・バランスの推進

① 北海道は、「北海道働き方改革推進方策」および「北海道働き方改革推進企業認定制度」に基づき、仕事と家庭・子育ての両立を促進するために、特に男性の労働時間短縮などワーク・ライフ・バランスの取り組みに加え、テレワーク等の働き方改革を促進するなど、労働者の福祉の増進がはかられる対策を強化する。

なお、テレワークの導入については、道による就業規則の改正等を条件とする PC 等補助事業も展開されているが、就業規則や労働協約の遵守状況、労働時間や安全衛生面での対策状況に係るモニタリングを継続し、安心・安全な労働が確保できるよう導入企業への支援を適切に実施する。

② 北海道は、要介護者のいる労働者が介護を理由に退職しないよう、地域包括支援センターの周知に努めるとともに、介護者のニーズに応じたサービスを提供するよう努める。また、介護従事者が働き続けられるよう、引き続き、国とも連携し賃金・処遇の大幅な改善をはかるとともに、介護保険によらず市町村の財源で運営される事業所の介護従事者についても必要な処遇改善が実施されるよう各自治体に対する支援と指導を行う。

③ 北海道は、引き続き、待機児童の解消と感染症拡大時の危機を想定して、保育士の人材確保、処遇改善を進めるとともに、保育の質の向上、事故防止等の観点から教育訓練を実施・促進する。

6.安心・信頼できる社会保障の構築

(1)子育て支援

① 妊娠・出産期からの相談や支援につなげられるよう、自治体の相談窓口を地域の中

に拡充するとともに、改正育児・介護休業法の４月施行も踏まえて、両親学級などの支援について、男性も参加しやすく出産・育児について共に学べる内容に改善・充実させる。

また、出産後１年以内に母子の心身の状態に応じた保健指導や相談を行う「産後ケア」を市町村の努力義務とする改正母子健康法の成立を踏まえ、「子育て世代包括支援センター」の整備等、各市町村における産後ケア事業の普及促進に向けた指導・連携を継続する。

- ② 必要な財源を確保したうえで、良質な保育・幼児教育など子ども・子育て支援策を充実する。保育・幼児教育の人材を育成・確保・適正配置し、処遇を改善する。

(2)安心の医療・介護体制の整備

【医療分野】

- ① 引き続き、道内における総合診療医・家庭医や訪問看護師の育成・確保に取り組み、地域包括ケアシステムの構築と在宅医療の受け皿を拡充する。
- ② また、医療従事者の育成・確保の前提となる医療従事者の働き方改革を進めるため、増員と多職種連携(タスクシフト)が重要となることから、医師をはじめ看護師やリハビリ職員などの医療従事者の確保・育成を強化する。
- ③ 地域医療構想の実現にむけて、公的病院などとの連携を強化するとともに、新型コロナウイルス感染症が地域医療に与える影響を考慮し、感染症対策等の非常時の対応課題となっている医療機関間の役割分担・連携体制の構築も含め、あるべき地域医療体制についての協議を早急に開始する。
また、非常時対応等の体制構築の前提として、その中心的役割を担う公立・公的医療機関の安易な統廃合は行わない。
- ④ 医療機関や介護・福祉施設でのクラスター防止のため、医療・介護・福祉施設で働くすべての従事者を対象に、新型コロナウイルス PCR 検査等を定期的に公費負担で実施する。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症対応の要となる保健行政を強化するため、保健師等の増員など保健所の体制・機能を強化し、地域保健衛生施策の拡充をはかる。
- ⑥ 新型コロナワクチン接種に関して、副反応など市民の不安に対する適切な情報提供を行うとともに、接種を希望しない人に対する差別等が起きないような配慮を行う。

【介護分野】

- ① 地域支援事業(総合事業)では、利用者・地域住民がサービスを受ける権利が保障され、総合事業の事業費上限を緩和し、自治体独自の財源補填を可能とするなど適正な事業単価を設定し継続性のある事業を実施する。
- ② 「介護離職ゼロ」を実現する前提として「介護職員離職ゼロ」になるよう、全ての介護従事者の処遇改善策を継続実施するよう道として国に強く求める。
- ③ 地域において、認知症の方の見守り活動に取り組むNPOや市民団体等に対する支援を継続し拡大する。また、「SOS ネットワーク」など徘徊認知症高齢者の早期発見・保護を目的とする取り組みの更なる普及に努める。
- ④ 成年後見人制度及び市民後見人制度について、道が実施してきた市民後見人養成

の活動を継続するなど、後見人の確保・育成、制度利用の周知のための支援を行う。また、後見実施機関の設立・運営、権利擁護人材の育成に係る市町村の取り組みを支援する。

- ⑤ 市町村において介護者（ケアラー）が孤立しないよう、経済的な問題や身体的・精神的負担、就労など困り事に寄り添う相談体制の整備と相談員の確保・育成を行うための支援を強化する。
- ⑥ また、ヤングケアラーの支援に向けて、4月に施行された「北海道ケアラー支援条例」の趣旨に基づき、ケアラーの早期発見、相談の場の増設や制度の拡充、それらの周知に向けた啓発活動など関係団体とも連携し対策を強化する。
- ⑦ 地域包括支援センターの機能を強化し、実施体制を整備するため、市町村ごとに基幹的役割を果たす地域包括支援センターの設置を促進する。また、地域包括支援センターの安定運営に向けて、市町村による財政措置、人材確保や教育研修などの施策を強化する。

7. 暮らしの安全・安心の確保

(1) LPガスの問題

総務省北海道管区行政評価局では、北海道内の LP ガス販売事業者における関係法令等の遵守状況、行政機関等における取引状況等について調査し、その結果に基づき北海道経済産業局に対して必要な改善措置を講ずるよう改善通知が出されているが、依然として、料金の開示状況、販売契約時の説明状況等、消費者が望むレベルでの LP ガス販売取引の透明化が進んでいない実態にあることから、道に対して次の点を要望する。

- ① 液石法令の遵守状況、取引適正化ガイドラインの遵守状況、LP ガスの取引に係る慣行等における改善状況等検査結果の評価を随時公表し、現状是正に向けた対策を講ずるとともに、是正されない事業者への指導を強化すること。
- ② 関係機関と連携し、無償配管・無償貸与トラブルでの裁判判例を事業者に周知・啓発すること。
- ③ 2021 年 6 月 1 日に経済産業省エネ庁と国交省より LP ガス業界関連団体不動産関連団体に対して「賃貸住宅における LP ガス料金情報提供のお願い」が発出されている。道としても賃貸集合住宅等の不動産物件を探している消費者に対し、事前の入居条件における LP ガス料金表及び設備料金等を確認するよう啓発するとともに、関係機関と連携し不動産仲介業者における物件紹介時の料金表の提示に係る対応に関し、実態を調査すること。

(2) SS過疎地問題

「SS 過疎地」問題は、人口の過疎化と高齢化が進む道内の市町村にとってはきわめて深刻な問題であり、とりわけ冬期間における暖房燃料や公共交通機関の乏しい地域での移動手段として欠くことのできない車の燃料等、石油商品の安定供給は、当該地域住民が安心して暮らすためには絶対不可欠といえる。

道内において、居住地から最寄り SS までの道路距離が 15km 以上のエリアが所在している市町村は 75 市町村確認されており、内 SS 過疎地が 65 市町村を占めてい

る実態(SS 過疎地ハンドブックより)は深刻な問題であり、道として振興局単位で調査を分析し、事業者も交え当該市町村と連携し対処していかなければならない課題である。

「SS過疎地協議会(事務局:資源エネルギー庁)」との連携をはじめとする国への働きかけは勿論のこと、建設的な方途をみいだすための道としての主体的な取り組みを要請したい。

(3)「福祉灯油制度」の拡充

当協議会が2016年1月29日付で北海道知事へ提出した「福祉灯油制度の充実に かかわる提言」の趣旨を踏まえ、経済的困窮をとまなう高齢世帯、住民税非課税世帯、一人親世帯、障がい者のいる世帯等の昨今の燃料費高騰に伴う生活環境への影響を鑑み「福祉灯油制度」の拡充をはかる。

① 市町村が積極的に「福祉灯油制度」などの助成増額や対象拡大など特段の支援を行えるよう「地域づくり総合交付金」等による予算措置を図るとともに、国に対しても財政措置の要請を強く行う。

② 「福祉灯油」又はこれに類する支援制度の未実施の市町村に対し、制度化の促進に向けた指導を強化する。

(4)公営住宅高層階への灯油配達支援

公営住宅高層階への灯油の配達「階上げ」の問題に対し、道が実態把握に向けた事業者と市町村を対象とした調査を実施のうえ、その調査結果や、問題解決に向け参考となる取組事例について、市町村のほか、消費者団体や石油関連団体、石油元売り各社とも情報共有を行ったことは評価したい。

ただし、灯油が高騰するなかで、さらに階上手数料の負担ものしかかる、エレベーターが無く、オイルサーバーも無い公営住宅の高層階住民の灯油配達に係る問題は継続しており、引き続き、この問題に対する道の見解を求めるとともに、軽減措置などの施策(高齢者やハンデのある方への低層階優先措置等)の実施を要請したい。

8.その他

(1)「北海道労働資料センター」の運営体制強化

北海道労働資料センターは、平成5年9月10日に開設され来年で満30年を迎えるが、①道内の労働運動や労働行政の歴史をしるす貴重な図書や資料の散逸を防ぐとともに、最新の労働情報の提供を行う、②これらの労働関係の図書・資料から多くのことを知りかつ学び(温故知新)、「近代的な労使関係の構築」や「勤労者の生活・文化・福祉向上」に利活用する、との設置(開設)目的について改めて認識し、北海道の貴重な財産として未来につなげていく必要がある。

依って、今日までの議論経緯をベースに、①労働資料の収集、保存、補修及び閲覧者に対する検索サービス ②労働情報の収集、提供及び利用者に対するレファレンスサービス等の提供に係る継続的かつ安定的な管理運営(常駐)体制の確立に必要な経費の予算化を切に要望する。

以 上